

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県藍膏賞規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 学 校 政 策 課</p>
	<p>担当者名 山 中 祐 二</p>
	<p>電話番号 三 一 九 六</p>
<p>提案理由 徳島県藍膏賞授与式における受賞者の出席状況等に鑑み、授与式を年一回とするため、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県藍膏賞の授与の期日を毎年二月のみとすることとした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県藍青賞規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月 日

徳島県教育委員会

委員長 松 重 和 美

徳島県藍青賞規則の一部を改正する規則

徳島県藍青賞規則（平成五年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十一月」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(新旧対照表)

○徳島県産青賞規則

◆平成五年十二月十日徳島県教育委員会規則第七号

改正案	現行
<p>(授与の時期)</p> <p>第四条 藍青賞の授与は、毎年二月 <u> </u> に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(授与の期日)</p> <p>第四条 藍青賞の授与は、毎年二月 <u>、十一月</u>に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p>

○徳島県藍青賞規則

(平成五年十二月十日 教育委員会規則第七号)

(目的)

第一条 この規則は、徳島県藍青賞(以下「藍青賞」という。)に関し必要な事項を定め、もって新しい時代をひらくたくましく心豊かな徳島の子どもの育成を期することを目的とする。

(受賞者)

第二条 藍青賞は、次に掲げるもので、その業績が特に顕著なものに贈る。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校並びに地域社会におけるボランティア活動等において、優れた実績をあげたもの
- 二 自然体験学習、勤労体験学習及び地域子供会活動等において、優れた実績をあげたもの
- 三 児童会活動及び生徒会活動等に積極的に取り組み、優れた実績をあげたもの
- 四 困難を克服しての学業精励及び人命救助等において、他の模範とするにたる実績又は善行のあったもの
- 五 運動競技、研究、制作及び表現活動等において、優れた成績をおさめたもの
- 六 変化する社会に対応する創意に満ちた教育活動において、優れた実績をあげたもの
- 七 前各号に掲げる活動の指導者として、優れた実績をあげたもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、本県学校教育、社会教育、スポーツ、学術及び文化の振興に優れた実績をあげたもの

(授与の方法)

第三条 藍青賞の授与は、賞状及び副賞を付与することによって行う。

(授与の期日)

第四条 藍青賞の授与は、毎年二月、十一月に行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(補則)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 公立学校の児童及び生徒の表彰に関する規則(昭和三十六年徳島県教育委員会規則第一号)
 - 二 徳島県教育功労者表彰規則(昭和三十七年徳島県教育委員会規則第一号)
- 附 則 (平成十三年教委規則第五号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十七年教委規則第二〇号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十九年教委規則第六号)
- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

徳島県藍青賞規則の一部改正について

学校政策課

1 改正の概要

平成17年度より授与式を年2回に分けて実施してきたが、受賞者の欠席や延期した場合の実施日の確保等、前期の授与式の実施について課題が多い。

そこで、平成26年度より徳島県藍青賞の授与の期日を毎年2回の開催から年1回の2月開催とすることとする。

2 施行期日

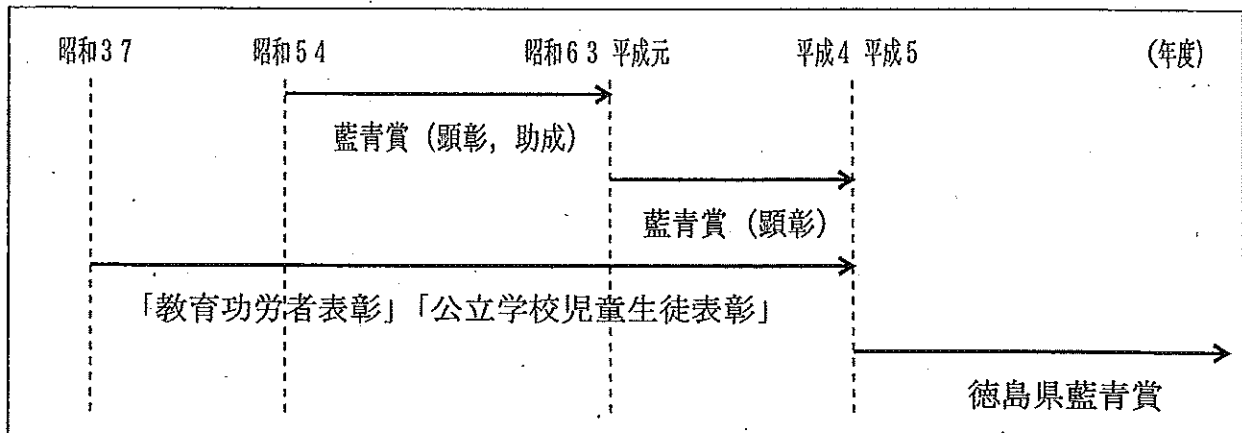
公布の日から施行する。

3 徳島県藍青賞の概要

(1) 趣 旨

徳島県藍青賞は、徳島県における子ども、グループ、学校及びその指導者などのうち、その業績等が特に顕著なものをたたえ励ますことによって、新しい時代をひらく、たくましく心豊かな徳島の子どもの育成を期そうとするものである。

(2) 概 要



根拠：「徳島県藍青賞規則」

※平成5年に「徳島県教育功労者表彰」と「公立学校児童生徒表彰」を整理統合

表彰：平成17年度より前期、後期に分けて表彰

※表彰式開催 前期〔11月のとくしま教育週間中〕、後期〔2月〕

※実施要項発送 前期〔7月〕、後期〔12月〕

選考：副教育長を委員長、各課長を委員とする選考委員会により選考

※徳島県藍青賞選考委員会設置要綱（平成24年4月1日制定）